

鳥取県立総合療育センター植栽管理業務仕様書

- 1 業務名 鳥取県立総合療育センター植栽管理業務
- 2 業務場所 米子市上福原七丁目 13 番 3 号 鳥取県立総合療育センター
- 3 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 業務内容 当施設敷地内の樹木について、剪定、施肥及び消毒等を行う。
- (1) 剪定
- ア 剪定は、現状に合わせて、自然形整枝・庭園的管理に区分して行うこと。
- イ 枝折れによる事故を防止するため、枝の先端が道路上及び隣地に張り出さない長さに剪定すること。（支障枝剪定を含む。）
- (2) 施肥は、良質な油かす、高度化成肥料等を使用し、植物の生態上最も効果のある時期を見計らって行うこと。
- (3) 消毒は、環境にやさしい薬剤を使用すること。
- (4) 残材及び枝葉等は、受注者において適正に処分すること。
- 5 注意事項
- (1) 作業実施に当っては、担当職員と打合せ・調整を十分に行うこと。
- (2) 受注者は作業実施までに作業届（様式任意）を発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、剪定作業中は作業現場に現場責任者として一級または二級技能士（造園）資格を持つものを選任し、常駐させること。また、作業実施までにその名簿を発注者に提出すること。なお、法令等により本業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者に行わせること。
- (4) 作業に必要な機材及び機器は、受注者が準備すること。
- (5) 作業中は、利用者及び職員へ危険のないように安全に作業を遂行すること。また、構造物等にも注意すること。
- (6) 中庭剪定については、外からの出入りができず、施設内を通り、窓からの出入りとなるので、枝葉処理等の移動の際は養生等を行い、施設内等損傷することの無いよう注意すること。
- (7) 受注者は、作業員の安全管理について、労働安全衛生法にかかる剪定作業の就業制限を順守すること。
- (8) 作業により当該樹木の剪定すべき箇所以外の部分について損傷した場合は、受注者の負担において復旧すること。また、構造物等を損傷した場合も同様とする。
- (9) 受注者は各年度の作業終了後、次の事項を記載した作業報告書（様式任意）に、施工前、施工中、施工後の写真を添えて作業完了後 14 日以内又は各年度 3 月 31 日のいずれか早い日までに発注者へ 1 部提出すること。
- ア 作業実施日
- イ 作業内容
- (10) 発注者は（9）の作業報告書を受理したときは、受理した日から起算して 10 日以内又は各年度 3 月 31 日のいずれか早い日までに検査を行う。検査を行った結果、業務を

合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。

- (11) 受注者は（10）の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。
- (12) (10)の規定は（11）の再検査の場合において準用する。

6 樹木等の作業数量及び場所等

作業数量は、（別紙1）鳥取県立総合療育センター植栽管理樹木作業数量等のとおりとする。場所は、（別紙2-1、2、3）鳥取県立総合療育センター植栽管理樹木位置図及び（別紙3-1、2）鳥取県立総合療育センター植栽管理樹木リストを参照のこと。

7 委託料の支払

- (1) 委託料は年度ごとの精算払とする。
- (2) 受注者は、5の（10）の完了検査に合格した後、業務を履行した年度の委託料の請求書を発注者に提出する。その際、請求金額は委託料の総額を3で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、請求金額の総合計金額が委託料の額に満たない場合は、当該不足分を最初の年度に係る請求分で調整するものとする。
- (3) 発注者は、正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払う。